

保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。(発症翌日から5日間、かつ、解熱翌日から2日間は登校できません。不明の点については、学校までお問い合わせください。)

【インフルエンザの出席停止期間の数え方】

- ・発症した後5日とは、発症日を0日とし、翌日を1日目とする。
- ・解熱した後2日とは、解熱日を0日とし、翌日を1日目とする。

## 治 癒 報 告 書

長野県松本県ヶ丘高等学校長 様

年 組 番 氏名

上記の者の下記疾患は治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ( )型
発症日(発熱等インフルエンザ様の症状が出た日)	令和 年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	令和 年 月 日
解熱日(平熱になった日)	令和 年 月 日
医師より療養が必要とされた期間(欠席した期間) (登校日に限らず、休日も含めて記入して下さい)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

保護者氏名

**\*登校日に学校へ提出してください。**

(令和5年1月 一部変更)